

私有道路を市道に認定する基準

制定 昭和62年3月19日

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、私有道路等（関係法律等に定めがある道路を除く。以下「私道」という。）を市道として認定するために必要な事項を定め適正な運用を図ることを目的とする。

(認定の要件)

第2条 市道として認定することができる私道は、公共的な性格を有するもので、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 道路の敷地は、市に寄付することができること。ただし、やむを得ない事由により、これが困難な場合には、道路用地としての権原を確実に取得できること。
- (2) 道路の敷地内には、公益的物件を除き、建築物及びこれに類する支障物件がないこと。
- (3) 道路の有効幅員は、8メートル以上とするが、開発行為による道路でもっぱら当該地区の道路として利用されるときには、これを6メートル以上とすることができる。ただし、主要な道路ですでに道路沿に家屋が連たんし、拡幅が困難と思われる場合については、特に有効幅員を4メートル以上にすることができる。
- (4) 道路の縦断勾配は、15パーセント以下であること。
- (5) 道路の起点及び終点が直接公道に連絡する道路であること。ただし、やむを得ない場合には、一端が公道に連絡しない場合でも終点到自動車転回広場が確保され、行き止まり道路でないこと。
- (6) 道路交通の安全を確保するために必要な交通の規制ができること。

(道路幅員の特例)

第3条 道路の有効幅員が4メートル未満のものであっても、公共的な性格を有する私道で次に掲げる要件を備えたものについては、市道として認定することができる。

- (1) 道路の有効幅員が3 . 6メートル以上あり、一般交通に支障がないこと。
- (2) 道路の敷地を4メートル以上とするために必要な敷地を確保できること。
- (3) 道路の敷地は、屈折していなく直線的であること。

(認定の申請)

第4条 私道を市道として認定を受けようとする者は、市長が別に定める申請書を提出しなければならない。

付 則

- 1 この基準は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年10月制定の「小樽市道路管理基準」は、これを廃止する。